○関東地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百四十号船橋都市計画道路事業三・四・二十二号西浦藤原町線、三・五・二十三号藤原町馬込町線及び市川都市計画道路事業三・三・九号柏井大町線

三　事業施行期間　自平成十三年六月一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　幸手都市計画道路事業三・五・六十一号国納橋通り線

三　事業施行期間　自令和八年三月四日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和戸二丁目地内

使用の部分　埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿、宮代台一丁目及び和戸二丁目地内

○中部地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中部地方整備局告示第三号名古屋都市計画下水道事業日光川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十五年一月六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年中部地方整備局告示第二十八号御殿場小山広域都市計画道路事業三・四・十一号新橋茱萸沢線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月四日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第五百二十七号尾張都市計画下水道事業日光川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年三月五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月二日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之外四名提出）

質問書転送

三月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

施政方針演説等における幾つかの点に関する質問主意書

辞令

（国際部渉外課渉外主幹）衆議院参事　國廣恵理子

国際部渉外課長を命ずる（三月一日）

参議院

質問主意書提出

三月二日議員から次の質問主意書が提出された。

電話リレーサービスの利便性向上及び周知徹底に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四号）

質問主意書転送

三月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一号）

東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二号）

関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三号）

人事異動

内閣

（岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事・岐阜簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　加島　滋人

（広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事）同　河田　泰常

（広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事）同　井上　一成

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（二月二十八日）

内閣総理大臣秘書官に任命する

内閣総理大臣秘書官　松井　正幸

願に依り本官を免ずる

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　橘　高志

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上三月二日）　海老澤圭子